

法務省政策評価懇談会（第28回）議事録

1. 日 時

平成23年 7月26日（火） 10：00～11：57

2. 場 所

法務省会議室（1階）

3. 出席者

＜政策評価懇談会構成員＞

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 伊藤 正志 | 毎日新聞社論説委員 |
| 川端 和治 | 弁護士 |
| (座長) 立石 信雄 | オムロン株式会社特別顧問 |
| 田辺 国昭 | 東京大学公共政策大学院院長 |
| 中村 美華 | 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー |
| 前田 雅英 | 首都大学東京法科大学院院長 |
| 山根 香織 | 主婦連合会会長 |
| 六車 明 | 慶應義塾大学法科大学院教授 |

＜省内出席者＞

| | |
|------------------|-------|
| 法務大臣政務官 | 黒岩 宇洋 |
| 事務次官 | 大野恒太郎 |
| 官房長 | 稲田 伸夫 |
| 官房審議官（総合政策統括担当） | 中川 清明 |
| 官房参事官（予算担当） | 佐藤 隆文 |
| 秘書課総括補佐官 | 田邊 孝文 |
| 秘書課企画調整官 | 鎌倉 克彦 |
| 秘書課上席補佐官 | 内堀 和人 |
| 人事課補佐官 | 川鍋 奨 |
| 施設課付 | 渡部亜由子 |
| 厚生管理官総括補佐官 | 藁谷 和彦 |
| 訟務部門訟務広報官 | 竹中 章 |
| 司法法制部参事官 | 山崎 耕史 |
| 民事局付兼登記所適正配置対策室長 | 藤田 正人 |
| 民事局総務課登記情報センター室長 | 秦 慎也 |
| 官房参事官（刑事担当） | 田野尻 猛 |
| 刑事局付 | 石渡聖名雄 |
| 矯正局矯正調査官 | 椿 百合子 |
| 保護局観察課処遇企画官 | 幸島 聡 |

| | |
|-------------------|-------|
| 人権擁護局参事官 | 葛谷 茂 |
| 入国管理局入国管理企画官 | 丸山 秀治 |
| 法務総合研究所総務企画部副部長 | 丸山 毅 |
| 公安調査庁総務部総務課企画調整室長 | 菊地 真二 |

<事務局>

| | |
|---------------|-------|
| 秘書課長 | 小川 秀樹 |
| 官房参事官（総合調整担当） | 柿崎 伸二 |
| 秘書課補佐官 | 岡村由美子 |

4. 議 題

- (1) 法務省政策評価に関する基本計画（案）について
- (2) 平成22年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

5. 配布資料

- 資料1：平成23年度における政策評価の実施について
資料2-1：法務省政策評価に関する基本計画（案）
資料2-2：法務省政策評価に関する基本計画（案）新旧対照表
資料3：法務省事後評価の実施に関する計画
資料4：平成22年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

6. 議 事

○立石座長：おはようございます。

委員の先生方，しばらくお目にかからなかったのですが，皆さん，大変お元気そうで，この間，残念なことに3月11日の東北東日本大震災があって，その後，それぞれにこの後のケアもひっくるめてお仕事をやったのではないかと思います，本当に元気で集まってくださって，大変うれしく思っております。

では，定刻になりましたので，第28回の政策評価懇談会を開催いたします。

初めに，黒岩法務大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○黒岩法務大臣政務官：皆様，おはようございます。

本日お忙しいところ，委員の皆様にはこうしてお集まりいただきましたこと，本当に心から御礼申し上げます。

それでは，一言私から御挨拶を申し上げさせていただきます。

当省の政策に関しまして，国民への説明責任を徹底し，国民の目線に立った行政を推進していくためには，様々な分野で御活躍の皆様にご意見等をいただくことが非常に大切なものと考えております。

また，昨年12月に閣議決定されました平成23年度予算編成の基本方針においては，政策評価制度と行政事業レビューの役割分担の明確化，そして，連携強化を含めまして，政府全体におけるPDCAサイクルの整理・強化について検討を行うこととされております。予算編成に資する政策評価を推進し，各施策につきまして，必要性，効率性，あるいは有効性等の観点から不断の見直しや改善を行っていくことは，この閣議決定の趣旨に沿うものとしても重要な意味

を持つものと考えております。

委員の皆様方には、御専門の知識や、そして、幅広い御経験などに基づく忌憚のない御意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○立石座長：どうもありがとうございました。

続きまして、本日出席していただいております法務省のメンバーから、一言ずつお願いをしたいと思います。

まず、大野事務次官、よろしくお願いします。

○大野事務次官：事務次官の大野です。よろしくお願いいたします。

○立石座長：続きまして、稲田官房長。

○稲田官房長：おはようございます。稲田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○立石座長：そして、中川官房審議官。

○中川官房審議官：おはようございます。秘書課長から官房審議官になりました中川です。引き続きよろしくお願いします。

○立石座長：続きまして、小川秘書課長。

○小川秘書課長：秘書課長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○立石座長：続きまして、柿崎官房参事官、よろしくお願いします。

○柿崎官房参事官：今年からこの懇談会の担当をさせていただいております柿崎でございます。よろしくお願いします。

○立石座長：ありがとうございました。

ここで、黒岩法務大臣政務官は公務によりまして退席されますので、少し時間をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○立石座長：それでは、再開をさせていただきます。

本日の審議事項について事務局から説明をお願いいたします。

○小川秘書課長：それでは、本日の審議事項などにつきまして御説明させていただきます。

まず、席上の配布資料についてですが、資料1は平成23年度における政策評価の実施について、それから、資料2-1が法務省政策評価に関する基本計画（案）、資料2-2がその新旧対照表、資料3が法務省事後評価の実施に関する計画、それから、資料4が平成22年度法務省事後評価実施結果報告書（案）ということになっております。

議事の進行といたしましては、審議の前に政策評価制度に関連した最近の動きにつきまして、事務局から先ほどの資料1に基づいて御説明申し上げます。その後、第一の議題であります本年度新たに策定する法務省政策評価に関する基本計画（案）につきまして、資料2-1、資料2-2に基づいて御説明させていただきまして、御審議のほうをお願いしたいと存じます。

最後に、第二の議題であります平成22年度法務省事後評価実施結果報告書につきまして、資料3、資料4に基づいてその概要を御説明させていただいて、御審議をお願いすると、こういう予定でございます。

次に、審議に先立ちまして、本懇談会の公開の関係につきまして、私から御説明させていただきます。

学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等につきましては、昨年5月に総務省か

らガイドラインが示されたところであり、その趣旨を踏まえ、委員の皆様から事前に御了解をいただいた上で、今回の懇談会から一般傍聴及び報道関係者の取材のため、こういった形で公開して行くということといたしました。また、会議の資料につきましても、懇談会終了後、速やかに法務省ホームページに公表するということといたしております。

なお、政策評価に係る法令や閣議決定などの参考資料につきましては、適宜御参照いただけますよう席上に用意してございます。

本日の審議事項の関係につきましては、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございました。

それでは、今、説明いただきました件に関しまして、何か質問がございましたらお出しいただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○柿崎官房参事官：それでは、評価制度に関連した最近の動きについて、事務局から御説明をさせていただきます。

お手元の資料1の本年4月27日付け総務省行政評価局長通知を御覧いただきたいと思っております。

通知文書の本文の中ほど、また以下に記載がございましたように、これまで総務省において検討が進められてまいりました目標管理型の政策評価の改善方策につきまして、東日本大震災の発生に伴う状況等に鑑み、本年度におきましては、試行的取組として行うこととされております。

この政策評価の改善方策の主な内容といたしましては、1枚おめくりいただきまして2ページ目になりますが、別紙の記の2というところから、その後5までに4点ほど掲げられております。

まずその1点目でございますが、2といたしまして、評価の前提となる事前分析の実施がございました。目標設定段階における事前分析を充実するとともに、その一覧性や統一性を向上させるため、評価対象となる施策ごとに事前分析表を作成するというものです。

2点目は、その次のページの3を御覧ください。

評価書を標準様式により作成することによりまして、各府省間の統一性や政府全体の一覧性を高めるとともに、評価書の記載事項を簡素化するというものでございます。

3点目は、次4ページの4でございますが、総括的な評価を一定期間経過後に行うことといたしまして、それまでにおきましては、目標や指標のモニタリングを行うことにより、評価にメリハリをつけていくというものでございます。

4点目ですが、5に記載のとおり、政策評価と行政事業レビューとの連携の確保でございます。政策評価の施策と行政事業レビューの対象事業との対応関係を整理することなどということになっております。

なお、5ページの7に記載のありますとおり、平成24年度以降の取組につきましては、本年度における試行の実施状況等を踏まえまして、更に検討するとされております。

このように、本年度は試行的な取組とされ、その実施方法等につきましては、各省にそれぞれ判断が委ねられている状況にありますことから、当省におきましては、平成22年度事後評価について、実績評価方式による対象7施策について試行を行うこととしております。総務省から示された評価書の標準様式に若干の修正を加えた新たな様式を用いて作成しております。

また、平成23年度実施施策に係る事前分析表につきましても、同様に実績評価方式による対象事業について作成することとして、今回の懇談会にお諮りをした上で、本年11月中に作成を

予定しております。

なお、行政事業レビューにつきましては、本年6月に毎年実施する旨の閣議決定がなされてはおりますものの、本年度は震災の影響として行動計画の作成、公開プロセスの実施及び行政事業レビューシートの中間公表は行わないこととされております。

続きまして、基本計画について、お手元の資料2-1、資料2-2に基づき、事務局から説明をさせていただきます。

現行の法務省政策評価に関する基本計画は、計画期間が平成22年度までとなっておりますために、新たに平成25年度までの3か年についての計画を策定するということとなります。

資料2-1がその新しい計画案でございますので、資料2-2として、現行の基本計画との対照表をお付けしておりますので、対照表に基づきまして簡単に説明をさせていただきます。

修正箇所は多数ございますけれども、その多くはより読みやすく、かつ分かりやすい表現、文章とする観点から、かねてこの懇談会において御指摘をいただいていたものを、今回反映させていただいたものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

実質的な修正としては、次の2件となります。

まず4ページを御覧ください。

4ページに(2)事前評価の実施対象というところがございまして、その下のウ、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策が新設されております。これは総務省から示されましたガイドラインに基づき、盛り込んでいるものということでございまして、同様の趣旨から5ページを見ていただきますと、上から4行目に(5)、これも同様の趣旨から新設されております。また、6ページを御覧いただくと、上から7行目の(5)も同様の趣旨から新設されております。

次に、7ページを御覧いただけますでしょうか。7ページの上から2行目のところの(2)からその下の(4)でございまして、先ほど説明がありましたように本懇談会の開催から会議を原則公開とし、会議資料についても公表することとしておりますので、これらの事項を基本計画に盛り込んだ内容となっております。

簡単ではございますが、基本計画案に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○立石座長：ありがとうございました。

ただいまの基本計画案に関しまして、何か御質問、御意見ございましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでございましょう。

○田辺委員：1点だけ、この基本計画自体で定めることかどうかわからないのですが、総務省から出ている標準的な様式の中で、事前分析表というのが今度新しく加わりました。これに関しては、要するに事後分析をやるための事前分析表ということになるのだらうと思っておりますけれども、スケジュール的にはどの段階で作成し、どの段階で公表するわけでしょうか。そこをまた、基本計画の中には特に触れてはおりませんが、その位置付けに関してはどういう認識でございましてでしょうか。その点、お伺いできればと思っております。

○柿崎官房参事官：事務局から説明をさせていただきます。

事前分析表につきましては、本来であれば計画を立て、実施する前の段階で行うべきものでございますが、今年は試行という位置付けでございまして、総務省の示した方針のもとで、今年の11月までに作成し、公表するということが求められているものでございます。本来であれ

ば、事前分析でございますので、3月にお開きいただくこの懇談会の場において御検討いただくのが手順ということになります。今年も若干そこが変則的なものとなっております。

また、これが基本計画に記載がされていないのは、本年度が試行的取組ということで行われているために、正式な基本計画の中には現時点では盛り込んでいないということでございます。

○田辺委員：ありがとうございました。

○立石座長：よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございますか。どうぞ。

○六車委員：六車ですけれども、新旧対照表ではなくて基本計画案の5ページの上から8行目、ウで独立行政委員会である公安審査委員会の所掌事務、これは評価の対象としないと書いてあるのですけれども、お伺いしたいのは、公安審査委員会が独自で評価をするのかどうかということ。

○柿崎官房参事官：こちらについては、公安審査委員会が独自に評価するというものではございません。取扱いにはなっていないということでございます。

○六車委員：そうすると、公安審査委員会の評価というのは、どういうことになるのでしょうか。

○柿崎官房参事官：現在の政策評価の枠組みの中では、政策評価の対象とならないという形になると思います。

○六車委員：そうであるとすると、ここの評価の対象としない理由の中のどれに当たるのでしょうか。

○柿崎官房参事官：ただし書に記載している所掌事務の特性を踏まえというところで、対象外という取扱いになっているものと考えます。

○六車委員：独立行政委員会では他にそういうような評価をしていないところというのはあるのでしょうか。

○柿崎官房参事官：すみません、現時点で、正確なお答えができません。

○六車委員：なぜこういう質問をしたかという、総務省の独立行政委員会政策評価をしているというふうに私聞いているものですから、ここで独立行政委員会である公安審査委員会の所掌事務というのがどういう理由でされていないのかと。独立行政委員会独自でやっているところもあるのに、なぜ独自でやっていないのかと。そういう説明が必要ではないかと思って質問させていただきました。

○柿崎官房参事官：ありがとうございます。この点につきましては、確認、検討させていただいて、改めて内容をお伝えさせていただくようにいたします。

○立石座長：よろしく申し上げます。

それでは、ほかにはいかがございましょう。

御質問、御意見がないようでございますので、次に第二の議題でございます平成22年度法務省事後評価実施結果報告書について、御議論をいただきたいと思っております。

初めに、一般事業について御議論をいただきます。

まず、基本政策Ⅰの「基本法制の維持及び整備に関する政策」について、事務局から評価の概要の説明をお願いします。

○柿崎官房参事官：それでは、評価の概要につきまして、お手元の資料4に沿って御説明をいたします。

まず5ページをお開きいただくようお願いいたします。

最初の施策が社会経済情勢に対応した基本法制の整備でございます。

この施策は、社会経済情勢等の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備を行うというものでございます。昨年度は平成13年度から21年度までに実施した全ての法整備の取組につきまして、総括的に評価を実施いたしました。本年度は平成24年に実施する評価に向けた中間報告との位置付けで、平成22年度において検討・整備した基本法制につきまして、8ページ以下に一覧表を作成して報告を行っているものでございます。

なお、平成22年度におきまして成立・公布された法律は、民事関係、刑事関係ともございません。

次に、12ページを御覧いただきたいと思っております。

法務に関する調査研究ということでございます。

この施策は、覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究につきまして、事業評価方式によって評価を行っているものでございます。平成20年5月に外部有識者等により構成される研究評価検討委員会の評価を踏まえまして、事前評価を実施しているものでございます。

事後評価の内容につきましては、14ページから記載しておりますが、15ページの終わりから16ページにかけての総合評価におきまして、評価研究検討委員会の評価を踏まえ、基本目標を達成したという評価となっております。

基本政策Iに関する説明は以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん方から御意見、あるいはコメント等ございましたらお出しいただきたいと思っております。

○川端委員：最初に確認なのですが、民事関係の別紙のところで、平成8年の法制審議会の法律要綱案が書かれていますが、その最後、女性の婚姻適齢の引下げ等の改正を行うとなっているのですが、これは引上げではないでしょうか。男女の婚姻適齢をそろえるという、そういう答申だった記憶なのですが。

○柿崎官房参事官：失礼いたしました。これは記載ミスでございます。御指摘のとおりでございます。

○川端委員：それで、この法制審議会の答申の民法の改正というのは、特に嫡出でない子の相続分の同等化等、選択的夫婦別姓はまだ議論があるところなのですが、早急に法制度として改正すべきではないかと思われる項目があるのですが、この見通しというのは現在どうなっているのでしょうか。

○立石座長：これについては民事局からお願いします。

○民事局：民事局総務課の藤田と申します。

御質問いただいた点ですが、今、御指摘いただいたような御意見がある一方で、非常に御意見のいろいろな考え方の多いところでございますので、現時点でいつまでというふうな具体的な見通しが定まっている段階ではございません。もろもろの御意見がある中、その動向等を注視しておるといった状況でございます。

○川端委員：それと、次の民法の債権関係の見直し、これは非常にいろいろなところに影響が大きい改正なので、これからどういう日程で改正が進むのかというのが分かっていることがあれば、御説明いただくとありがたいのですが。

○民事局：同じく民事局から御説明申し上げます。

民法債権法の改正の関係でございますけれども、現在法制審議会のほうで部会を設けて検討中でございます。具体的には平成21年11月から部会のほうは議論を開始しておりますが、現段階としては、まず議論すべき論点の範囲を確認するという趣旨での中間的な論点整理、これを行ったという段階でございます。これを今年の5月に公表してございます。現在そのパブリック・コメントを実施しておるところでございます。今後の予定といたしましては、パブリック・コメントの意見募集が来月8月1日まででございますので、そこで出た御意見等を踏まえて、今の段階の論点整理というものから、更にまとめたような形のものを今後目指していくということになります。

さらに、この論点整理が終わった後のでき上がりがどうなるかというのは、委員御指摘のとおり、膨大な範囲の問題でございますので、今の段階で時期等は定まっておらないというところでございます。

○立石座長：よろしゅうございますでしょうか。

○中村委員：今の民法改正のところにも関係するところがございますけれども、書き振りについての意見ということなのですが、5ページのところに、4行目の「しかしながら」以下のところで、民法典で経済界を始めとする各界からのニーズに答えることができていない分野が存在しているということが書いてございます。これに関してなのですが、平成13年度からの改正ということで、会社法等の改正が大幅に行われて、その点については、企業としては非常によい改正が行われてきたということで認識をしているわけでございますけれども、今現状で進んでおります民法の改正、これにつきましては、どちらかというとならば経済界のニーズというよりも、国民に分かりやすいようにするための判例法理を明確化するというような観点で行われているという認識でございます。どちらかというとならば、経済界としては民法の改正が文章等が変わることによって、従来の運用が変わるのではないかと、あるいは契約書も変更しなければいけないのではないかと、そういった観点から懸念が出てきているということかと思っております。

それから、会社法につきましても、相当程度の抜本的な改正が実施されました後でございます。一旦ここでその効用を見定めて、その後の改正の必要性ということについて見極めたい、多くの企業からそういう状況だというふうに向っておりますので、少なくともこの書き振りというところに関しまして、経済界を始めとする各界からのニーズというところはちょっと該当しないのではないかなと考えているところでございます。

○立石座長：民事局で対応をお願いします。

○民事局：民事局でございます。

御指摘いただいたとおり、基本法に関する問題ですので、立法ニーズの把握というのは非常に重要なものというふうに向承しておるところでございます。

御指摘のあった、まず民法債権法の点でございますけれども、その点については様々な御意見を既にいただいているところでございます。実際に審議しております法制審の債権関係部会におきましても、その審議の場で改正の必要性であるとか、留意点についても審議を行っているところでございます。その際にも、経済界の御意見として、個別の論点や観点からは見直しの必要性に関する御意見等もいただいているところでございます。

ただ、現時点では、先ほど申し上げたとおり、まだ見直しの方向性が定まっていない論点整理の段階でございます。現在、先ほど申し上げたとおりパブリック・コメントを実施しております。そのパブリック・コメントの目的としましては、今後の検討の着眼点であったり、論

すべき論点ということももちろんございますけれども、改正の必要性に関する総括的御意見もいただきたいということで、パブリック・コメントをお願いしている次第でございますので、今後の検討の際にそういった御意見も踏まえて、更に検討を進めさせていただくということになります。

それから、もう一点御指摘いただいた会社法の点でございます。

これは、御指摘のとおり平成18年から会社法が施行されているところでございます。そういった意味で、施行状況を注視するということが非常に重要なところでございますが、他方では会社法施行後も会社法の見直しに関する提言や指摘等が、経済界も含めて一部から出ている状況でございます。民事局としましては、改正の要否はともかく、会社を取り巻く利害関係者の一層の信頼を確保するために、不断の検討をする必要はあると考えております。ですので、会社法の見直しの要否については、今いただいた御意見、関係各界からの御意見等も踏まえて、更に今後検討を行っていきたいと考えております。

○立石座長：ありがとうございます。

よろしゅうございますか。引き続いて意見を取り入れるようにお願いします。

それから、六車委員、御質問があるようでございます。

○六車委員：今のところに関連するところなのですけれども、6ページの下から8行目から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図ると書いてありますが、非常に大きなことを考えていらっしゃるのでしょうかけれども、国民の一番身近なところで、例えばこういう契約について、こういうようなことが明治から見ていると変わっているから、こういうふうにしたらどうかというような、ごく中学生ぐらいの人が理解できるような、何か契約の問題と申しますか、そういうような説明がもしできるのであればお願いしたいと思っております。

○立石座長：これも民事局。

○民事局：民事局でございます。

債権法の改正について現在、議論している論点は幅広うございますけれども、大きく申し上げて検討の視点が二つございまして、一つは国民一般に分かりやすくするという観点と、もう一つは社会経済の変化に対応するという観点ですので、御質問のあった点につき、例を少し御紹介申し上げたいと思います。

まず、国民一般に分かりやすくという観点からでございますけれども、今、法制審で議論されているものでは、例えば、弁済という、それをすることで債務が消滅するという、民法でいうとごく基本的な概念があるのでございますけれども、こういった弁済の効果というものが今の民法ではどこにも規定がなくて、むしろ当然の理としているわけですが、これは条文でむしろ例外的なことを規定するには、まず基本原則をきっちり規定するのがいいのではないかというような観点があります。また、錯誤に関する点につきましては、これは判例法理が非常に積み重なっておりまして、動機の錯誤という、判例実務上は確立した考えがある分野でございますけれども、これも民法の条文上は明らかになっていない。そこを明らかにできないかというような観点での検討を行っているような例がございます。

それから、社会経済の変化への対応という点でございますけれども、これも多数でございますけれども、例としましては、例えば消滅時効期間について、これは現行の民法典では複数の場合を設けて規定を設けておるわけでございますけれども、その規定の合理性が今も維持されて

いるかどうかという観点から、見直すべきでないかというような点であるとか、昨今の情勢から金銭債務等に関する保証人の保護ということが言われておりますけれども、更にその保護の拡充を図るような立法的な手だてができないかとか、そういったような、今のはあくまで一例ですけれども、そういった観点から議論すべき全体の枠を検討しているという状況でございます。

○立石座長：そのほか、どうぞ。

○山根委員：すみません、このところばかりで申し訳ないのですが、せっかくですので一言だけ。

今、パブコメを募集中ということで、私どもも学習はしているのですが、大変膨大な量ですし、難しく、どこをどうポイントとしてつかんでいいのかもなかなか難しいということがすごございます。ですから、先ほど最初の挨拶で政務官がおっしゃったように、国民の意見の聴取に努めて、なるべく反映させたいというようなことをおっしゃっておられましたけれども、そういうことであれば、是非分かりやすく論点を何かピックアップしたような意見の求め方ですか、何か国民が意見を出すのに参加しやすいような仕組みとか工夫をしていただきたいというのが、これはこの書き振りとかいうよりは希望です。よろしく願います。

○立石座長：いかがでしょう。

○民事局：民事局でございます。

御指摘のとおりでございます。幅広く御意見を伺いたいというのは我々も希望しているところでございます。今回も中間的な論点整理として取りまとめたものをパブリック・コメントにかけるだけではなくて、関係があると思われる団体等には直接御意見を聴取するような機会を設けて、広く御意見を聞くような努力をしております。

更によりよく意見をお聞きする方法がないかについては、引き続き今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

○立石座長：いかがでございましょう。

それでは、先に進ませていただきたいと思えます。

次に、基本政策Ⅱの「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要の説明をお願いします。

○柿崎官房参事官：それでは、基本政策Ⅱにつきまして、御説明をいたします。

資料4の24ページを御覧ください。

検察権行使を支える事務の適正な運営でございます。

本評価は、実績評価方式によるものでございまして、この評価が冒頭御説明した新しい様式を用いた評価となっております。この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して、有効適切に行われるよう機能強化を図るためのものでございまして、通訳人に対する研修、被害者支援員に対する研修、検察に関する広報活動という三つの取組内容につきまして、目標値を設定し、評価を行っております。

25ページの中段部分から、施策に関する評価結果といたしまして、測定指標に基づく三つの取組内容についての達成状況を記載した上で、26ページから目標期間終了時点の総括として記載をしております。その総括におきましては、個々の取組内容は目標をそれぞれ達成しており、基本目標を達成できているとの評価となっております。

次に、41ページを御覧ください。

矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進についてでございます。

本評価も新様式の評価となっております。

本施策は、刑事施設の運営に関する業務を民間委託することにより、民間のノウハウやアイデアを活用して、矯正処遇を充実させるとともに、運営コストを削減することを目標とするものでございます。

42ページに施策に関する評価結果を記載しておりますが、目標の達成状況におきまして、民間委託による職業訓練及び改善指導プログラムの項目数の増加、それに運営コストの削減について目標を達成することができたとしております。

総括といたしましては、大半の業務が平成23年1月に運営を開始したばかりということではありますが、現時点での評価として、一定の効果を上げているとの評価となっております。

次に45ページをお開きください。

保護観察対象者等の改善更生について御説明をいたします。

この施策は、保護観察対象者に対する処遇の充実強化や、更生保護施設の積極的な活用を通じまして、保護観察対象者の改善更生を図るというものでございます。こちらも新様式を用いております。

46ページ下段から、施策に対する評価結果を記載しておりますが、取組内容①の保護観察対象者に対する処遇の充実強化につきましては、三つの指標を設定している中で、指標2の保護観察終了者に占める無職者の割合を対前年比で減少させることにつきましては、雇用情勢の悪化等を背景に、達成できなかつたとなっております。その他の指標については達成がなされております。

また、取組内容②の更生保護施設の積極的な活用につきましては、二つの指標におきまして、いずれも目標を達成しておりまして、総括においては、こうした取組結果から基本目標を達成したとの評価となっております。

次に、52ページを御覧ください。

医療観察対象者の社会復帰について御説明をいたします。

この施策は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者などに対して、適正・円滑な処遇の実施の確保に努め、医療観察対象者の社会復帰の促進を図るというものでございます。新様式となっております。

52ページ下段から、施策に対する評価結果を記載しておりますが、取組内容である関係機関相互間の連携確保により、地域社会における処遇を充実強化させるにつきましては、設定指標において目標を達成しておりまして、また、参考指標におきまして、連携確保が図られているということが見受けられるものでございます。総括におきましては、その成果が現れているとの評価結果となっております。

次に、56ページを御覧いただきたいと思っております。

破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施について御説明をいたします。

この施策は、オウム真理教に対する観察処分の厳正な実施や破壊的団体等に関する調査の過程で得られた情報の提供を通じて、公共の安全の確保を図るというものでございます。

58ページ下段から、施策に対する評価結果を記載しておりますが、取組内容①の教団に対す

る観察処分等の厳正な実施の指標につきまして、おおむね達成できたとしております。また、取組内容②の破壊的団体等に関する情報の収集・分析等を行い、必要に応じて政府・関係機関に情報提供を行うに関する三つの指標につきましても、おおむね達成することができたとしております。

総括におきましては、施策の基本目標をおおむね達成したとの評価となっております。

基本政策Ⅱに関する説明は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございました。

このⅡに関しまして、委員の先生方の中で質問があるようでございます。お出しいただいているようでございますので、それぞれに発言をお願いしたいと思います。

○六車委員：26ページの下から2行目に、昨今検察に対し、国民の厳しい目が向けられておりということが書いてありますけれども、非常に多方面にわたって広報の活動をされているようなので、そういういろいろな活動に参加してくださる国民の方から、そういう場で何か指摘があるとか、何か感じるものがあるとか、そういうことがあるのではないかなと思うのですけれども、もしそういうことが何かキャッチできるのであれば、そういうふうな情報を検察の活動にどういうふうに生かしておられるのだろうか。もし、そういうことはないかもしれませんが、生かしていないということであれば、それはどうしてなのだろうか。

それから、こういう広報みたいいろいろなところで国民の方と接して、伺う機会があると思うのですけれども、そういう広報以外の場でも、一般の国民がどういうふうに思っているかということを集めて、それを行政に反映するというようなことはあるのだろうか。

いろいろ申し上げますけれども、申し上げたいことは一つで、要するに国民の意見がどういうふうに反映させるシステムになっているのだろうか、ということなのですが。

○立石座長：これは刑事局でお願いします。

○刑事局：刑事局総務課参事官の田野尻でございます。御説明申し上げます。

お尋ねの広報活動等の機会に国民の皆様からどのような御意見等をいただくかということですが、地検から聞いておりますところだと、それほど常にとということではないようですが、一部に昨年の大阪地検特捜部の事件等の影響もございまして、これまで検察に対して抱いていた期待を裏切られたというような御意見を頂戴することがあると聞いております。

そのほか広報活動に際して、終了後アンケートをお願いしておる場合もございまして、広報活動に関する感想のほかにもそのような御意見を頂くこともあるようです。

そのような御意見の活用状況ですけれども、国民の皆様からのそのような厳しい御意見等につきましては、昨年来、あるいはそれ以前からも頂戴しておりまして、全国での検事正あるいは次席検事の会議、あるいは個別の検察庁での検察官会議の際に法務大臣からの訓示や刑事局長からの指示、あるいは検事総長からの訓示、個別の地検での会議ですと検事正からの訓示などで、国民の厳しい御指摘を踏まえて、基本に忠実な捜査公判活動を行うようにと、そのような指示を行っているところと承知をいたしております。

それ以外の国民の皆様からの声を伺う場面としましては、直接電話や投書を法務省や検察庁に対して頂くこともございますし、最高検察庁のホームページに御意見、御質問を記入するコーナーを設けておりまして、そういったところに御意見、質問等を頂いております。これらにつきましては、最高検察庁の中で回覧をするなどして、その施策に生かせるものにつきましては生かしていると、そのように聞いております。

それ以外に、いわゆる検察審査会が地方検察庁の検事正に対する建議・勧告の権限を持っておりまして、御案内のとおり検察審査会は一般の国民の方からくじで選ばれた方々でございしますが、そういった検察審査会から建議・勧告をいただくこともございまして、その内容を検察運営に生かしているところと承知しております。

○六車委員：どうも御丁寧にありがとうございました。

○立石座長：ありがとうございます。

○中村委員：中村でございます。

2点ございまして、一つ目は24ページ以下の検察権行使を支える事務の適正な運営というところですね。取組内容として三つございました、①、②、③とございまして、以前から御説明を聞いておりますので、大体私どもとしては内容が分かっているところかとは思いますが、これ全体として比較的大きい金額の予算額ということでございまして、実際の中身のほうは少しばらつきと申しますか、恐らく重点の大きい金額の部分と、比較的小さい金額の部分とあるというふうに理解をしておりますので、そのあたりがこの実施計画結果報告書の中では余り表現がされていないのかなという感じがいたしましたので、その点のところを補足をいただけないかなというのが1点目でございます。

2つ目でございますけれども、Ⅱの7の(1)というところとございまして、公安のほうで、いわゆるサイバー攻撃に関しての記述がございまして、この点、最近国内外と申しますか、ハッカーとかの攻撃というような事例が行政のほうにもございまして、企業等にもあつて、結果として国民が影響を受けるというような事例も出てきておりますので、この公安の活動によって、結果として効用があったという結果があったということがございましたら、御教示いただけないかなということでございます。

○立石座長：いかがでしょう。最初のほうは刑事局。それから、2番目の質問に関しては公安調査庁でお願いします。

○刑事局：刑事局でございます。

最初の御質問につきまして、御説明申し上げます。

予算の具体的な配分でございまして、通訳人セミナーにつきましては588万円でございます。被害者支援担当者中央研修につきましては665万9,000円、検察広報活動については315万円となっております。

具体的な内容ですが、通訳人セミナー、被害者支援担当者中央研修については、外部の講師に対する謝礼と参加者の旅費等です。検察広報活動については、広報活動の際に配布するパンフレットなどの費用となっております。

具体的にそういう内容がこの資料からも分かるようにというような御指摘もいただいたところでございまして、記載内容、方法につきましては、更に検討させていただきたいと存じます。

○中村委員：ちょっと私よく分からないのですが、今の金額を足すと、この施策の予算額の金額にならないような気がするのですが、違いますでしょうか。

○刑事局：これはちょっと申し訳ございません。確認しまして、後ほど御説明させていただきます。

○立石座長：では、後ほどということをお願いします。

○前田委員：私が教えていただきたいのは、保護局関係の医療観察対象の問題なのですが、ここに書いてあるのは非常にすっきりと、要するに精神保健観察係属事件数に対して処遇終了

決定者数の割合が増加しているし、参考指標からいっても連携がうまくいっているから、この施策はうまくいっていると。それはそのとおりなのでしょうけれども、こういうやり方で予算とリンクさせて、こういう政策評価をやっていくと、本当に困っていて足りない部分が埋もれていくといいますかね、例えば調整官の数が足りているのか、保護観察官そもその数が足りているのか、この手のもので現場の感覚、ちらっと我々も専門ですけれども、非常にある部分足りないわけですね。ただ、数字的にはうまくいっている。だから、異存ございませんという書き方だけで、これをさらに、政策評価と予算をリンクさせていくというのを強めていきますと、ちょっと不安になると。

メモとして秘書課のほうにお願いしていたのは、だから、こういう評価の中でもこう書かざるを得ないのでしょうかけれども、現場として本当に医療観察法の実施で困っていないのかということがあれば、ちらっとお聞かせいただきたいと。ここに書くか書かないかは別として、そういうお願いを申し上げたということでございます。

○立石座長：いかがでございましょう。

○保護局：保護局観察課の幸島と申します。

医療観察の事件数につきましては、ただいま御指摘もございましたように、法施行後一貫して増加しております。ただいまお話もありましたとおり、現場の実態ということでございますが、重複の疾患を抱えていたり、重複の障害を抱える対象者や、医療中断事案など処遇が困難な対象者も増加しており、いわゆる社会復帰調整官の業務負担は、質、量ともに相当増えているという認識を持っております。

そのため、現場の社会復帰調整官からは、主に次の2点について要望があるというふうに承知しております。

第1点でございますが、事件数の増加に伴い、対象者の自宅等への訪問、あるいは関係機関との連携協議のため、社会復帰調整官自体の出張回数が増えている。今後とも対象者や関係機関のニーズに応え、適切に対応していくためには、積極的なアウトリーチが求められるところであり、適切な事件処理体制の整備を望む声が高まっております。

第2点として、現在医療観察の処遇につきましては、状況に応じて個別に対処しているところではございますけれども、社会復帰調整官は増加していく処遇困難事案への対応に苦慮しております。主として、統一的な指針、ガイドラインを整備していくことを望む声も寄せられております。主にそういう体制整備の部分と統一的な指針の整備といったようなことを踏まえて、今後も医療観察制度の地域処遇の充実強化のため、必要な予算等整備に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○立石座長：よろしゅうございますか。

それでは、そのほかいかかでしょうか。

○川端委員：今、前田委員の言われた発想と関連するのですけれども、事後評価ですから、事前にこういうものをこういう指標でやるということを決めて評価しているわけですが、改めて振り返って、本当に必要な政策について、きちんと評価することになっているのかというのが、何かよく分からないという部分があるのではないかという気がしてきってしまうわけですね。

例えば検察権行使を支える事務の適正な運営の捜査段階の通訳の能力の向上ということで、通訳のセミナーを実施して、それはみんな非常に有意義であったということを言っているのです、この政策はうまくいっていると言われていまして、確かにそれはそうだと思うのです。セミナー

一に参加した通訳の方が有益な経験をしたのは間違いないのですが、それは、前は50人だったのが70人になったのは一步の前進なのですが、毎年わずか70人で、それで通訳のレベルがきちんと上がっているのか、確保されているのかというのは、この指標からはやはり分からないという疑問がずっと残ってしまうのです。

実はこれ、裁判所が指名する法廷における通訳の対象者と、この捜査段階の通訳の対象者が重なっているのか、重なっていないのかというのを私は分からないのですが、法廷における通訳のレベルが非常に低いということが指摘された事件がありまして、市橋容疑者の事件ですけれども、法廷での通訳が法廷で別に出廷した証人から、誤訳が指摘されたというようなことがありまして、あれは英語ですから、一番通訳のレベルは高かったはずなのに、その程度かということで、英字新聞なんかでは批判されていました。そういう意味で本当に通訳のレベルが確保されているのかと。

捜査だと中近東なりアジアなり、もっと少数の通訳の方しかいないような事件があるはずで、そこで適正な通訳が行われていないとすると、幾ら検察官があるいは警察官が正しい捜査をしようとしても、実はそれが全然間違った質問として伝わったり、あるいは向こうの答えが間違った答えとして伝えられるというようなことになってしまうので、やはり大問題ではないかという気がするのですね。

その点、どういうふうにそういう意味でのレベルをチェックされているのかということをお伺いしたいと思います。

○立石座長：いかがでしょう。

○刑事局：刑事局でございます。

御指摘のありました通訳の正確性につきましては、非常に重要な問題であると認識しておりまして、このような通訳人セミナーを実施しておるところでございます。

私が承知しておる限りでは、裁判所の通訳の母体になる方々と、検察庁の通訳として登録されている方は、基本的には別かなというふうに理解をしておるところでございます。

通訳の正確性に関連する御指摘がなされたところでございますが、まずは能力のある方に登録をしていただくということでございまして、検察庁に登録をする段階で、どのような資格等をお持ちの方であるのか、そういったところについても審査といたしますか、確認をさせていただいておりますが、その後も、こういったセミナーなどを通じて、レベルの向上を図っておるところでございます。

○立石座長：よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それから、先ほど中村委員のほうから公安調査庁あてに質問を出させていただいたのですが、まだ回答をいただけていないので、サイバーの件についてお願いします。

○公安調査庁：公安調査庁総務部総務課の菊地でございます。よろしく申し上げます。

サイバー攻撃の事例のお話でございますが、我が国政府といたしまして、まず政府機関や民間企業等に対する大規模なサイバー攻撃事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対処を行うことができるよう、平素から内閣官房が中心となりまして各省庁との間で対処に資する情報の収集・分析・共有体制を構築してございます。それを前提にしまして、当庁といたしましても、サイバーテロに関する情報の収集・分析体制の強化に努めるとともに、政府全体としての共有体制に貢献いたしまして、政府全体として対処できる体制の能力の向上に幾ばくか貢献してい

るというふうに認識しております。

○立石座長：よろしゅうございますか。

○中村委員：方針としては理解できるのですが、この公安庁として予算をとって、こういう形で活動されて評価しているということでございますので、そのあたりの正に効果検証ということの中で、こういう若干具体的な事例とか、もしございましたら御教示いただけないかなということなのですが、よろしくお願い致します。

○公安調査庁：サイバーテロ関係に関しましては、破壊的団体の調査を通じて、そういう類似の情報とかが入れば、まずはそれを我々のほうで分析して、政府に集約するという形と、あるいは我々の職員個々の能力を向上させるために、最近出始めた事象でもありますので、それぞれの職員の能力向上のための研修体制を整えるですとか、そういう事例の多い外国の関係機関と情報交換などをするなどして、我々の知見を高めていくと。そういうのを努めているという段階でございます。例えばサイバーテロ単体で、サイバー攻撃自体単体で我々はこういうことができるので、こういう予算をとっていきますということではなくて、基本的には所掌法の破壊活動防止法ですとか、団体規制法に基づいた調査に関連する中で、そういう事象があれば情報集約していくというようなスタンスでございます。

○中村委員：ありがとうございます。

○立石座長：ありがとうございます。

そのほかいかがでございますか。

○山根委員：42ページの後半なのでございますけれども、ここの目標の達成状況の分析の下のほうで、また、複数施設における同種業務を一括して委託対象としたにもかかわらず、施設ごとに業務実施方法が異なっていることなど、発注方法等に改善の余地がありというふうに書かれているのですが、これはちょっとよく分からないのですが、どういう課題が浮かび上がったのか教えていただければと思います。

○立石座長：いかがでございますか。

○矯正局：矯正局総務課の椿でございます。

今の御質問の件につきましては、3施設で共通した業務委託をしておりますけれども、それぞれの施設が新しく開設されたものではなく、それぞれの歴史経緯を持った独自の運営をこれまでできております。ですので、同一業者が同じような提案をしたとしても、施設それぞれへの適用状況が異なるというような実情がございまして、それぞれの施設の業務の分析をいたしまして、業務の実施方法等を統一すれば、より効率的な業務委託ができるのではないかとこのように考えているところでございます。

○立石座長：よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

そのほかよろしゅうございますでしょうか。

それでは、次の基本政策Ⅲの「国民の権利擁護」、そして、基本政策Ⅳの「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」、そして、基本政策Ⅴの「出入国の公正な管理」及び基本政策Ⅵの「法務行政における国際化対応・国際協力」に関する政策について、事務局から評価の概要の説明をお願いします。

○柿崎官房参事官：まず、それでは67ページを御覧ください。

債権管理回収業の審査監督についてでございます。

この施策は、債権回収会社について必要な規制を行い、債権管理回収行為の適正を図るためのものがございます。実績評価方式による新様式となっております。

68ページの中段から施策に関する評価結果が記載されておりますが、取組内容①の債権回収会社に対する立入検査の実施率及び取組内容②の債権回収会社の自主的な改善率、それぞれが対前年比で増加しておりますことから、評価の総括におきましては、達成されたとの評価となっております。

次に72ページを御覧ください。

人権の擁護についてでございます。

この施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与するというものでございます。総合評価方式となっております。

具体的内容につきましては、人権啓発の更なる推進と、人権相談、調査救済体制の整備がございまして、74ページから実施内容を記載しております。

なお、75ページの中段に、全国中学生人権作文コンテストについての記載がございますけれども、席上に御参考として入賞作文集をお配りしてございますので、適宜御参照いただければと思います。

評価の概要でございますが、各種人権啓発活動はアンケート調査結果によれば、参加者から好評価を得ているとしております。また、人権相談調査救済の整備により、人権相談侵害を受けた被害者の実効的救済のほか、被害の拡大防止を行っているとしております。

次に、104ページを御覧いただきたいと思っております。

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理についてでございます。

この施策は、国の利害に直接関係のある訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するというものでございまして、総合評価方式による評価となっております。

具体的内容としては、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的利用の促進がございまして、

105ページ中段から、実施内容を記載しております。

評価の概要でございますが、2年以内に終了した訴訟の比率は、前年度の割合を下回っておりますが、なお80パーセント以上の高い達成率を維持しております。そのほか各種会議等の開催及び内容の充実化による訟務担当者の能力向上、モバイルパソコンの活用による争点整理の時間短縮、テレビ会議による事件対応の効率化・迅速化、法律意見照会制度の周知による利用促進などによりまして、結果として基本目標をおおむね実現することができたとの評価を行っております。

次に、111ページを御覧ください。

出入国の公正な管理についてでございます。

この施策は、不法滞在者等を生まない社会の実現に向け、総合的な対策を強力に推進するとともに、共生社会を実現するため、新たな在留管理制度に係る法令の整備、円滑な出入国審査の実施により国際交流を推進するというものでございます。総合評価方式となっております。

なお、この施策につきましては、新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行後である平成25年度に、その運用状況等を分析し、最終的な評価をすることとしておりまして、今回は中間報告という位置付けになります。

113ページの上段から、実施した具体的内容を記載しております。

評価の概要といたしましては、116ページ下段のイ、所期の事業効果の発現状況のところを御覧いただくとあるように、新たな在留管理制度の構築に向けた政令等の検討、総合的な不法滞在者対策の推進による不法滞在者数の減少等、空港における審査待ち時間の短縮などにおきまして、全体として効果を上げたものと評価がなされております。

次に、124ページを御覧いただきたいと思っております。

法務行政における国際協力の推進についてでございます。

この施策は、研修・研究・調査等を通じまして、法務省が有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進するというものでございます。実績評価による新様式でございます。

六つの取組内容が掲げられておりまして、それぞれにつきまして2ないし3の指標が設けられておりますが、130ページに施策に対する評価結果が記載されておりまして、ちょっと詳細は省略させていただきますが、いずれも目標を達成したとなっております。

そして、131ページの評価の総括におきまして、所期の目標を十分達成できたとの評価結果となっております。

説明は以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます。

それでは、今の説明に関しまして、御意見、あるいは質問等ございますでしょうか。御遠慮なくお出しいただきたいと思っております。

○伊藤委員：82ページにある子どもの人権 SOS ミニレターというのについてちょっとお伺いしたいのですが、これ見ると2万2,000件と結構な数のミニレターが子どもから送付されてきているのですが、この送付されてきたものに対してどういうふうに対応されているのかというところをお聞きしたいと思っております。

85ページを見ますと、事例の2というところで実父による娘に対する虐待事案ということで、性的虐待を受けていたことがこのミニレターによって明らかになって対応されたということで、深刻な事案については対応されていると思うのですが、例えばいじめですとか、そういうものについても含めて、どう対応されているのかということと、あと子どもですので、例えば名前等が明確にちゅうちょして書いていないケースなんかもあると思うのですが、そういうものについては、ではどう対応されているのかということをお伺いしますが、伺わせてください。

○立石座長：いかがですか。

○人権擁護局：法務省人権擁護局参事官の葛谷と申します。

御質問のありました子どもの人権 SOS ミニレターへの対応の件でございますが、どのような対応をするかはもちろん、相談の内容によって違ってまいります。事例に載せましたような虐待事案であれば、専掌機関として児童相談所があり、そちらに通報して児童相談所と協力して対応するというような対応もございまして、あるいは学校でのいじめというのであれば、学校ですとか、あるいは教育委員会などと協力しながら、いじめの実態を把握して、どういう見守り体制を構築していくかなどについて、学校と協力しながら進めていっております。

あとは同じく学校関係ですと、体罰のような事例であれば、これについても同じく学校のほうに調査に行き対応をしておる次第であります。

ミニレターの中で、子どもの特定ができないようなケースがあるのではないかと御指摘ですが、御指摘のとおり、名前などの記載がない場合もございまして、そのような場合には、書

かれている内容ですとか、あるいは名前までは書いていないけれども、学校だけは特定できるというようなケースについては、学校側に情報提供して、特定できる児童・生徒がいないかどうか把握した上で、特定が可能な場合には先ほど申し上げたような事案に応じた様々な対応をしておるところでございます。

○立石座長：よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

○川端委員：106ページで、モバイルパソコン等の活用状況というものがあるのですけれども、中身を拝見すると、どうも多分パワーポイントか何かだと思えるのですけれども、そういうプレゼンテーションのソフトを使って裁判所の理解を得たとか、あるいは協議会で議論がしやすいようにしたということではないかと思うのです。それをモバイルパソコンの活用状況というふうにまとめられると、何かすごく違和感があります。プレゼンテーションなら実際問題としてノートパソコンを持っていく必要は何もないので、USBのメモリーにスライドを入れておけばいいだけの話ではないかなという気もするので、なぜモバイルパソコン等の活用状況というまとめ方をされたのかということと、使用回数が非常に少ないのですよね。それは今言われたようなプレゼンテーションに使った回数を書いているから非常に少ないのではないかという気がします。普通にモバイルパソコンの活用といったら、どこでもパソコンを使って仕事ができるということを用意しているのではないかという気がするのですが、その点、なぜこういう書き方をされたのかということと、実際の使い方を教えていただきたいと思います。

○訟務部門：訟務部門訟務企画課の竹中と申します。

まず、モバイルパソコンの使用法なのですけれども、打合せ会の席上で意見交換会の結果をその場で直ちに打ち込むという場合にも使っておりますし、会議等において視覚に訴えて説明を行うという場合や出張の際に携行いたしまして、準備書面等の作成を行うという場合にも使っております。

それから、先ほど委員がおっしゃいましたように、裁判所における訴訟活動で傍聴者、相手方、裁判官に視覚に訴えて分かりやすく説明するような場合にも使っておりますし、全体といたしましては、モバイルパソコンの使用回数は、ここに書いておりますとおり326回という回数になっているということでございます。

○川端委員：その回数というのは、どうやって数えたのですか。

○訟務部門：各法務局に照会いたしまして、各法務局におきましては、モバイルパソコンの使用簿などを用意しておりますし、それに基づいて回数を計上したということでございます。

○川端委員：ということは、貸出し用モバイルパソコンが用意されていて、それを借りるときは一々貸出しの手続きをして、その回数を数えて、全国で集計したら1年間に326回だったと、そういうことですか。

○訟務部門：おっしゃるとおりでございます。

○川端委員 何か、少ししか使っていないというふうにむしろ思ってしまうのですが。

○訟務部門：件数といたしましては、それなりに使っているというように私のほうでは理解しておりますが、確かに裁判所で使う回数については、このところそれを有効に使える裁判というものが終結したということもございまして、回数が減ったということでございます。

○立石座長：この件、私もちょっと違和感を感じるのであるけれども、目標と具体的な施策の因果

関係にやや納得性がないのではないかと。テレビ会議とかモバイルパソコンとか、道具立てはこれだけあってやりました、その結果としてどういうことが起こって、どれだけ改善されたのか、いわゆる政策評価の結果として、もう少し効果というのですかね、そういうものが何か数字で出てきてほしいなという感じがするのですけれども。ちょっと不十分ではないかという思いがあります。

そのほかいかかでございます。

○前田委員：111ページですが、後で出てくる成果重視事業の149ページとも若干関係するのですが、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備ということで、これは25年度から本格的に評価するという事柄なのですが、ここで挙げられている不法在留が減ったとか、それから、空港での待ち時間が減ったというような成果は、これ前から伺っていて、これは非常に法務省の中でも一番目に見えて成果を上げた、ここ5年、10年の中ですばらしいことだと思うのですが、問題はこの2008年の行動計画以降の新たな、要するに情報を一元的正確かつ継続的に把握する制度の創出のときの進捗状況なのですね。これは25年からチェックするという、先ほど御説明あったわけです。今の段階での進捗状況ですね、若干教えていただけるとありがたいということなのですが。

○入国管理局：それでは、入国管理局総務課の丸山です。

新たな在留管理制度につきましては、平成21年7月に改正入管法が成立しておりまして、公布は3年以内の施行ということになっておりますので、施行は来年7月を予定して、現在政省令の準備、あるいはシステムの準備を進めているところでございます。

○前田委員：要するに、制度をつくって、一番のポイントは地方自治体との連携の問題なのですね。そこのときの準備状況はうまくいっているのかどうかということなのですね。非常に大きなことなので、ノルウェーの事件なんかもありましたけれども、やはり外国人の管理の問題というのは、国の基盤に関わることで、うまく地方自治体と組んでいけば、日本にとって非常に大きなことだと思うのです。

ただ、法律は作る、システムは動かすということ、建前としては間違いなく動いているのですけれども、その連携が、だから、施行のところでぱっと一斉に自治体が動いてくれるわけではないので、その準備状況がどうなっているかということをおっしゃっていただきたいと思います。

○入国管理局：それで、特に今回の改正では、市町村との連携が今御指摘ありましたように、非常に重要になってまいります。まず全国1,700程度市町村がございまして、そちらと、住居地等の届出から得た情報と、あと法務省が持っております外国人の在留関係の情報を適宜やりとりしていくということになっております。この関係では、改正法を施行した直後から、総務省のほうと協力して、市町村とか自治体の方も入っていただいて、実務者の研究会というのをやっております。その中で法務省としてこういうふうなことを考えているということを説明し、あるいは市町村の御意見等を聞きながら制度の詳細を検討してまいりました。既に市町村のほうではシステム改修等の準備に入っているものと認識しております。

また、総務省のほうに住民基本台帳法を入管法と同時に改正しておりまして、現在、その関係の説明会等、順次地方自治体向けに行っておりますので、その場合には法務省当局からも参加しまして、法務省の検討状況、あるいは法務省とのシステムの連携等の考え方などについて御説明しているところでございます。まだあと1年ございまして、いろいろ問題が出てくる可

能性もございますけれども、そういった場も通じまして、適正に運用できるように引き続き準備してまいりたいと考えております。

○立石座長：よろしゅうございますか。

そのほかいかがでしょうか。

○山根委員：135ページに国際協力推進のための研修セミナーの実施の後のアンケートの表がございまして、これは五つの質問で5段階で丸をつけるという簡単な形のように思うのですが、一方で先ほど御説明があった通訳人のセミナーに関するアンケートの表を見ますと、とても自由記載がたくさんあって、書き込むところが膨大なアンケートだと思われまして。大変素朴な質問ですけども、こういったアンケートのとり方の違いというのは、やはり求めるものが違うとか、そういうことで考えればよろしいのでしょうか、何か説明をいただければと思います。

○立石座長：関係のところ、いかがですか。

○刑事局：刑事局でございます。

通訳人セミナーのアンケートにつきましては、個別のコマごとにその評価と理由、その他の自由記載をお願いしております、これらを参考に、セミナーの内容を固定化したものとは考えずに、更にブラッシュアップしていく、そのために生かしたいということで、このような形にしております。

○法務総合研究所：法務総合研究所総務企画部の丸山でございます。

国際研修で研修参加者に対して行っているアンケート調査でございますが、これは施策を大きく分けて二つございまして、国連の施策に伴って我が国で行っている国際研修というものと、開発途上国に対して法制度整備支援の一環として行っている国際研修と両方ございます。いずれのタイプの研修におきましても、研修の中でいろいろ意見交換の場というのは設けております。そこで実施部隊であります法務総合研究所の教官と研修参加者の間で意見交換はしていると。そこで例えば国際協力の場面であれば、対象国のニーズの吸い上げ、あるいは意見聴取等を行っている。そういうこともございまして、アンケートにおきましては、比較的簡単な形式で、ただし、回答欄が対照的な形といいますか、真ん中にニュートラルな回答があって、上下というか、片や非常に役立った、片や全然役立たなかったという形で対照的になるようなアンケート方式をとっております。

○立石座長：よろしゅうございますか。

そのほかいかがですか。

○六車委員：六車ですが、68ページ、債権管理回収業の審査監督の評価なのですが、68ページの下から10行目ぐらいに、平成20年度自主的改善率が低下しているが、その理由としては、①、②とあって、誤りがあったとか、軽視されたとか、いろいろ書いてあるのですが、ここで参考指標というのは、自主的改善率とか立入検査とか行政処分とかということなのですが、一般的に言えば、こういうような困ったことが、こういうことをしたために、こういうふうに減ったというふうになるのではないかと思うのですが、つまり何か債権回収に当たって不祥事というか、あるいは法に触れることとか、何か要するにそういう具体的なことが今まで多かったけれども、こういうことをしたためにこれだけ減りましたというのが一番具体的ではないかと、素朴に思うのですが、まずその前提として、何か誤りがあったとか書いてありますけれども、具体的に債権回収の現場で問題が起きているとすれば、どうい

うようなことが起きているのかと。そういうことを書かないと、ここは非常に抽象的で、回収される側としてもよく分からないのではないかと思いますので、つまり具体的にはどうということが現場で起きていて、どういうことを減らそうとしているのかと。そういう観点でちょっとお聞きしたいと思ったのですが。

○司法法制部：司法法制部参事官の山崎でございます。

指標である自主的改善率とは、正にここに書いてございますとおり、最初に指摘した事項からどれだけ減ったかというものであり、ある意味やや無色透明で、何がどうなったのかよく見えないというのは確かに御指摘のとおりであると思います。

ただ、二、三年前に、どのようなことが起きていたかといいますと、債権回収会社にはいろいろな規制がかかっており、いろいろな指摘事項がございますが、当時やや目立ったものとしては、特定金銭債権、つまり債権回収会社を取り扱える債権について誤りが多かったということがあり、その点についていったん指摘をしたのですが、まだそれが直っていないというのがやや目立ったという印象があります。また、全般的に当時の状況として、サービスの業界自体がやや苦しくなっているところもあって、そういう状況が見受けられたので、その旨書いておるところです。

確かに、より具体的に何が問題となって直らなかったのかという原因めいたところになりますと、個社の問題なり個別事項の問題なりでございますので、ここには書き切れていないところもでございます。御指摘を参考にさせていただいて、今後の書き振りを工夫したいと思っております。

○六車委員：ありがとうございます。

○川端委員：この自主的な改善、最初は90パーセント台だったのに、20年度には57パーセントまで下がって、ようやく78パーセントに戻ってきたという状況ですね。普通はこういう規制業種であれば、監督官庁が立入検査して、指摘したものは直すというのが当然の前提で、そういう、例えば損保会社なんかで金融庁の立入検査があって、それを指摘されたことを直さないということは普通は考えられない。100パーセントに近くなるのが当たり前の指標ではないかという気がするのですが、そうすると、このサービスについては、そういう意味でコンプライアンスの意識が低過ぎるということを示している数値なのではないかと。それが前年比改善、だから、目標達成というのは評価として甘過ぎるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○司法法制部：御指摘の点は、耳が痛いところでございます。立入検査をしまして、様々な指摘を申し上げます。そして、サービスとしては、もちろん次の立入検査をする前に、自主的にこういう改善をして、こういうふうにやっておりますという報告はしてくるのです。そのときは彼らとしてはやっておりますというふうに認識して挙げてくるのですが、実際にもう一度立入検査に入ってみると、報告と違うところがあって、ややサービス側の認識に甘いところがあるのかもしれない。

その辺は、様々な機会を通じて指導してきておりまして、サービスが提出してくる書類については、正直申し上げて、以前は受け取っただけという状態に近いときもありました。ただ、最近では、きちんとそれを吟味して、具体的に聴いて内容的な指導もするというふうなこともやっておりますので、少しずつ改善されていくのではないかと考えておるところでございます。いろいろと努力してまいりたいと思っております。

○立石座長：よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

最後の成果重視事業のほうに入りたいと思いますが、その前に私のほうからも一つ、出入国の公正な管理のところで、先ほど前田委員のほうからも過去不法滞在者、その半減という、これは5年間で48.5パーセントを減らしたという実績があるわけですが、今進めておりますのは、現在新しいフェーズに入って、今後の方向性として不法滞在者、あるいは偽装滞在者を生まない社会の構築という目標に変わっているわけですね。数値目標が抽象的な形になっている中で、東日本大震災の後、観光客が来ないうんぬんで、積極的に外国人を入れようという事で、ビザ用の条件的なものを変えながらしていると思うので、私自身はやはりこれからは更にいわゆる不法滞在者、あるいは偽装滞在者という可能性が今まで以上に大きくなるのではないかと思うので、何かせつかく48.5パーセントまで達成した、その間に打ってきた政策的なものが、これから消えてしまうということになれば、私は逆に大変大きな問題になるのではないかというふうな感じを私自身はしております。

だから、そのあたりをどのように、これから法令的なものをつくりながらやられるのでしょうか、聞かせていただければと思うのですが。

○入国管理局：入国管理局の丸山です。

まず、不法滞在者等の数でございますけれども、今御指摘ございましたように平成16年から5年間で半減しようということでやってまいりました。それでほぼその目標は達成したわけでございますけれども、その後、引き続きその間整備された体制等を使いまして、継続的に不法滞在者の減少に努めているところでございます。

したがいまして、114ページの中段にも記載しておりますけれども、昨年1年間でいわゆるオーバーステイと申しています不法残留者につきましては、約9万1,000人から7万8,000人、約14.5パーセント減少しているところでございます。ですので、以前のような明確な数値目標は現在立てていないわけでございますけれども、新たな在留管理制度が始まりますと、現在不法滞在者にも交付しています外国人登録証明書は今後交付しなくなりまして、在留カードというものが正規に滞在する方のみ交付して、そういった方たちの住居地等をきちんと把握して、適法滞在者の行政サービス等をきちんとやっていこうという方向に進めておりますので、数値目標は立っておりませんが、これまでの充実した体制をもとに、不法滞在者を1人でも少なくしていこうということについては、継続的に取り組んでおります。これにつきましては、もちろん摘発等して帰国させるという方法もございますし、あるいはもう既に長期間日本にいるような方につきましては、個々の状況を見まして、日本での在留を特別に許可するというような方策も、並行してやっているところでございます。

そういった形で、繰り返しになりますが、数値目標は立てておりませんが、1人でも減らしていこうということで努力しているところでございます。

また、御指摘ございました偽装滞在者、これにつきましてはなかなか数値の把握ということ自体は困難でございますけれども、これも数値で出しておりますけれども、資料で121ページのほうにお付けしておりますが、平成16年の法改正で整備された在留資格の取消し制度といたしまして、うその書類を出して許可をとったような人たちの在留資格を取り消すというような制度を法律で定めたところでございますが、これについても、徐々に件数を増やしてきているところでございます。これにつきましても、新たな在留管理制度ができますと、今まで以上に情報を一元的に把握するということになりますので、より適正に執行して、偽装滞在者の減少、

あるいは発生防止に努めてまいりたいと考えております。

○立石座長：どうもありがとうございます。

それでは、最後のテーマで進めたいと思いますが、成果重視事業について御議論を願いたいと思います。事務局から評価の概要の説明をお願いします。

○柿崎官房参事官：それでは、140ページを御覧ください。

登記情報システム再構築事業について御説明をいたします。

本事業につきましては、最終的な評価を平成24年度に行うこととしておりまして、今回は中間報告という位置付けになります。

評価の概要といたしましては、平成22年度に全ての登記所におきまして、新たなシステムへの切替えを完了しております。目標達成に向けた取組が着実に進展しているものとの評価となっております。

次に、144ページを御覧いただきたいと思います。

地図管理業務・システム最適化事業についてでございます。

この事業につきましては、今回が最終的な評価ということで評価を行っております。

評価の概要ですが、平成22年度におきまして、全登記所のうち99パーセントの登記所について地図情報システムを導入しておりまして、目標をおおむね達成しております。また、地図情報システムの運用経費は、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較いたしまして、年間の平均削減額が約4億円となっており、目標としておりました年間約3億円を超える達成が図られております。したがって、これについても目標を達成しているという状況でございます。

最後に、149ページを御覧いただきたいと思います。

出入国管理業務の業務システムの最適化についてでございます。

この事業につきましては、最終的な評価を平成26年度に行うこととしており、今回は中間報告となります。

評価の概要といたしましては、平成22年度におきまして、新たな在留管理制度導入のための次世代出入国情報システム及び在留カード等発行システムの設計・開発等を実施しているところでございます。これらのシステム開発はスケジュールどおりに順調に進んでいることから、目標達成に向けた取組が着実に進展しているとの評価を行っております。

成果重視事業に関する説明は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます。

それでは、皆さん方から何か御意見、御質問ございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私のほうから一つ、決して意地悪するために聞くわけではないのですが、登記情報システム再構築事業で、これは一応平成22年度で新システムへの切替えが終了したわけですが、私がお聞きしたいのは、23年度における運用経費は平成15年度の同経費と比較して130億円削減ができるという、アウトカムの見通しがあるときに立ち上げて、それをベースに進んでいるわけですが、平成23年度も第一・四半期がもう終わっております。この後、残る期間でこのもともとの目標が達成される可能性があるというか、達成できるでしょうかという質問です。

○民事局：民事局登記情報センター室長の秦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

このコンピューター化の新システムの切替えにつきましては、22年度達成しておるのでございますけれども、実を申しますと22年度末、この130億円に対しまして、22年度末につきましては119億5,000万円ということで、達成率91.5パーセントになっております。

これにつきましては、なぜかと申しますと、最適化目標の改定自体がございまして、システムの切替えの更なる集約化、つまり従来のコンピューターシステムが今50か所であったのを、更に4か所に集中して効率化を図ったということがございまして、従来の古いシステム機器の借用期間、これリース期間でございすけれども、これが若干延長された結果で、若干22年度末ではまだ金額が達成していないということがございます。

最終的には、この23年度末をもってシステムの全ての切替えがといたしますか、借用期間の問題を解決するという形になっておりまして、23年度末をもって130億円に達するというので、現時点でもうほぼ、今申しましたように92パーセント達成しておりますので、ほぼ達成できるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○立石座長：ありがとうございます。結構です。

そのほか何か御質問、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、一応本日の審議事項につきましては、これで終了させていただきます。

○刑事局：刑事局でございます。

先ほど中村委員から御質問いただきました予算の関係を御説明させていただきたいと存じます。

先ほど申し上げました金額は、平成23年度の予算の額でございまして、これは平成22年度の予算、あるいは執行額とおおむね同じような金額になっております。

実施結果の報告書には、これ以外に検察庁の情報管理システムなどの整備経費など、検察運営に係る費用をトータルで記載しておりまして、そのような差が生じているところでございます。

○立石座長：よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして審議は終わらせていただいて、事務局のほうに回したいと思っております。お願いします。

○小川秘書課長：それでは、私から皆様にお伝えしたい点がございます。

本日の会議をもちまして、立石座長におかれましては、政策評価懇談会の委員を御退任することとなりました。

御退任に当たりまして、立石座長から御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。

○立石座長：大変長い間皆さん方と一緒に仕事をさせていただいて、十分な能力もないくせに、本当に迷惑をかけたのではないかと思います。ちょうど平成14年11月に第1回の政策評価懇談会がございまして、そのときからずっと、そして、18年に座長を承って今日までということで、足かけ10年という形になります。それがあったからということではないと思うのですが、その前平成9年から14年まで人権擁護推進審議会の委員をしておりました。法務省との付き合いは、それを入れますと大変長い間でございます。それこそ法務省の皆さん方にはかわいがっていただき、この委員の皆さん方にはいろいろ教えをいただいたということで、私自身大変ありがたく思っております。

私は常々、この政策評価という、こういう大変に地道な仕事で、いわゆる厚労省とか経産省とか、そういうところでは相当税金を使ってということで、そういういわゆるアウトカム評価というのですか、それをやらないと許されないということですが、法務省の場合は目に見えない、本当に影の力として市民を守るといふ、あるいは国を守るといふ大変地道な仕事をなさっておられるだけに、少々この大きな数字でもって、皆さん方が仕事をできる機会というの、そういう意味では少なかったのではないかと思います。いずれにしろ、本当に一生懸命、ただ単なるそういうアウトカム評価という数字とか回数とか人数とか、それだけの評価ではなくて、その結果として、アウトカムとしてどういう便益が与えられたのか、どういうサービスが与えられたのか、あるいはどういう満足感を皆さん方に与えたのか、そういう視点での評価にずっと関わってきているというふうに、私自身は思っております。

今後とも、この予算とのつながりで政策評価というものが続けられるわけでございますので、是非今後も続けて、皆さん方には、この法務行政を改善するために協力していただきたいというふうに思っております。

本当に皆さん方、長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○小川秘書課長：ありがとうございました。

立石座長におかれましては、先ほどの御挨拶もございましたように、平成14年の当懇談会発足時から今日まで10年の長きにわたって、当省の政策評価について、大所高所の観点から貴重な御意見、御助言を賜りまして、加えて18年からは座長としても懇談会の運営、議事の進行などに多大なる御尽力をいただきました。改めて心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

後任の座長でございますが、後任の座長につきましては、川端委員にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(了承)

それでは、座長は川端委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

川端委員から御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○川端委員：立石前座長の後任というのは、ちょっと私には荷が重いような気がしてつらいところもあるのですけれども、これまでこの法務省の政策評価の仕事を続けてきて、これは法務省の本体の仕事からいって、何か一部分の評価を一生懸命しているというような気もしないでもないのですが、でも、非常に大事な仕事だというふうに感じております。

この評価について、私もこれからは立石前座長に負けないように、しっかり準備した上で臨んで、充実した議論ができるように努めたいと思いますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

○岡村補佐官：それでは、最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

本日は貴重な御意見賜りまして、誠にありがとうございました。本日頂戴いたしました御意見を踏まえまして、改めて評価書の内容について検討いたしまして、8月中をめどに取りまとめ、法務省ホームページで公表したいと考えております。

次回の政策評価懇談会の日程につきましては、本年10月の下旬、又は11月の上旬をめどに、事前分析表の作成を含めまして、平成23年度における法務省事後評価の実施に関する計画について御審議いただく予定でございます。

開催の詳細につきましては、後日事務局から御連絡させていただきますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。